

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷十第

行發日一月五年九正大

論說

財産税と租税給付能力……………法學博士 神戸 正雄

Jan de Witt に就きて(一)……………法學博士 財部 静治

鎌倉時代の家族制度(四)……………文學博士 三浦 周行

時事問題

米國の日本移民問題……………法學博士 戸田 海市

加州土地問題に就て……………法學博士 神戸 正雄

雜錄

船舶能力の發達……………法學士 小島昌太郎

株式の分布と課税……………法學士 汐見 三郎

手形交換所制度論(三完)……………法學士 大森 研造

好景氣の反動と物價……………法學博士 神戸 正雄

加州土地問題に就きて

神戸 正雄

(一)

從來の加州土地法では、米國の市民たることを得ざる日本人は新に土地を取得することは得なかつたが、日本人の子にして米國市民權を有する者は、白人たる市民と同様に之を取得することが出來た。又米國市民たることを得ざる日本人が社員の過半たり又は株式の過半を有する會社は土地を取得することを得なかつたが、彼等が社員の半以上を占めず又は株式の過半を有せざる會社なれば土地を取得することを得た。其處で加州に在る日本人にして米國市民たる子を有するものは其子の名に於て土地を取得することが出來、更らに其子をして社員又は株式の過半を占めししたる會社を作ることにより其會社名義にて土地を所有することを得た。其上に日本人も短けれども別に三年の借地權をも有つて居つた。然るに近頃、排日感情が同地に盛んになつて來て、將來は新に日本人をして土地所有并に借地權を得せしめないやうにしやうといふ運動が起り、其が仲々優勢で新法案通過の運命に在るとの事である。其新しき案に依ると、今後土地法を潜らんが爲めに米國市民の名義にて土地を取得するものあるときは之を沒收し、又米國市民たるを得ざる

外國人即ち日本人は米國市民たる未成年者の財産を管理するを得ざることを爲し、更らに株主又は社員に一人たりとも米國市民たるを得ざるものあれば其會社は土地を取得するを得ざることをしやうといふのである。斯くて日本人は今後土地の所有に間接參加の途を全く塞がれ、尙其上にも借地權をも得ることが出来なくならうといふのである。

(二)

斯の如き案の通過の曉、加州に於ける日本人の運命や果して如何。同地に在る日本人總數七萬の中、四萬は農業關係者であり、其餘の三萬人と雖も右の農業者に寄生的關係に立つ者が少くない。其れで彼等が土地所有の基礎を動かされ、更らに借地權までも動かされることになれば、彼等は次第に單純なる浮浪的の賤民となるか、然もなければ他米州に行き又は本國に歸るかの外ないのであるが、米國の高き生活に慣れたる彼等が到底再び本國に歸りて發展することは覺束なく、他米州に行くとも又々其處で排斥せらるゝことゝもなるべく、勢ひ多數の者は加州の浮浪賤民として或は特殊部落を成して、自暴自棄となり墮落に墮落を重ねて永く彼國の社會を苦しむることとなるであらう。斯くなるとすれば米國としても其國の一の社會問題として豫め考慮すべきことであり、彼自らとしても大に反省すべきものでなければならぬが、暫らく其を別として今私は彼等迫害を受ける所の者が我等と同民族たるの點よりして彼等の爲めに聊か辯護の勞を取らんとす

るものである。

(三)

第一に日本人の米國への入國の禁止といふことゝなれば、此は又問題が違うのであつて、彼國の爲めに有害なりとする者の入國を彼に於て制限したいといふのには一應の道理はある。併し今度の土地問題は其れではなく、全く既に彼地に入國を許されて居る者の待遇の問題である。元來なれば米國への入國につきても米國として各國民に對して公平對等の取扱を爲すべきものである。然るに事實日本人は特別扱されて居る。其點は不當であるが、併し決して米國だけを責むべきではなく、英國の殖民地をも責めなければならぬ。一體英米に於て日本人等の入國につきて之を特殊扱するのが理想上は不當と思はるゝ。併し其は國際聯盟でさへ未だ完全に之を實現することの出來なかつた所であるから、其を以て彼を責むるのは酷であらう。で此は暫らく別論としやう。處で日本は從來、夫の紳士協約に依りて米國への移民を嚴重に取締つて居る。其取締の如何に嚴重なるかは殆んど想像の外であつて、此點に於て恐らく米國と雖も文句はあるまい。斯くして日本としては米國移民につきましては、理想に據りて飽迄強要することを爲さず、米國の迷惑を察して、最遠慮勝に處理して來て居るのである。で米國としては日本人に對しては單に彼地に既に在住するものゝ待遇のみが問題である。が此位のものなれば彼等が其能力に應じて自然的に發展して往

くのを寛大にしても良さうに思はれる。其を強めて衆を頼み力を以て壓迫して益々窮地に陥れるといふのは非常なる殘酷さではないか。せめて彼等にだけなりとも機會均等の待遇を與えるの度量は米人に於て持つても良からうではないか。

(四)

第二に彼等米人は其國內に在る日本人を迫害することを以て其正義觀に反せずと爲すや如何。彼等は彼等の傳來的の、そして此度の大戦争にても發揮したる崇高なる正義人道の大精神を忘れたのか。彼等は彼等自らの憲法の定むる大精神にも反せずと爲すのか(加州憲法の Article I. Section I. — All men — have certain inalienable rights, among which are those of enjoying and defending life and liberty; acquiring, possessing and protecting property; and pursuing and obtaining safety and happiness.)。若も日本の國家が其國際政策上不正義の事を爲すといふならば之に對して米國が抗議し之に向つて戦ふのならば洵に道理がある。併し夫の罪もなき哀れなる七萬の日本人を迫害して浮ぶ瀬なからしむるに至つては實に許すべからざる不人道である。或は我日本の國民は米人の目には軍國主義の國民の如くにも見えやう。併し又日本の國民が米國を見るときは如何にしても其が眞の平和主義の國たり、眞の正義人道國たることを解することが出来ない。米國にして日本の移民に對して眞に寛仁の待遇を爲し、併せて過大なる海軍擴張をも緊縮するならば、

其時は日本國民も眞の覺醒を爲し、彼自らの軍閥の存立を一日も許さざることゝなるであらう。我等は日本の小なる軍國主義的方針を患と爲さず、世界の最大國たる米國が眞に覺醒して大に軍備を解き且つ各人種に向つて公平の待遇を爲すに至らざることを最患と爲す。米國の反省は實に世界人類の幸福の根源たるを疑はない。

(五)

第三に或はいはん、日本人は從來の加州土地法の下に、此法律を潜りて其子の名義にて土地を有ち、土地會社を起して其名義に於て土地を有つた。是れ日本人の脱法的にして不正義なることを示したるものである。故に斯かる不正義なる日本人に對して米國にて不正義なる態度を持つるのは當然の處置ではないかと。如何にも日本人が夫の法律を潜りたるの行爲を爲したるは不當である。之を良きことゝはいへない。併し乍ら彼等が此不正事を行ふに至りたる事情につきては又十分なる同情を以て見らるべきものではなからうか。彼等が斯かる不正義を爲すに至つたのは即ち、根本に於て從來の土地法が日本人の自然の發展により其自然の必要の爲めに土地を所有せんとするのを強めて禁制したるが爲めではなからうか。人に麵麩を與えずして、偶々彼が饑に堪えずして之を盜み喰ふた場合、何故に之を盜みたりやを責むると同じである。盜みたるは固より悪し。併し人に麵麩を與えずして餓死に瀕せしむるは更らに一層許すべからざる大なる非人道であ

る。

(六)

第四に日本人は従來加州の土地の開發の爲めには可なり貢獻して居る。フロリン、リビングストン、インピリアルバレー、サクラメントバレー等に於て種々なる障礙に打勝つて砂地又は沼地を開發して立派なる田地と爲し、今日既に加州農産物の十分一の産出に貢獻するに至れるが如きは、米國としても相當に考慮すべき事ではないか。然るに此過去の功績に報ゆるに迫害を以てするといふに至ては甚だ以て當を得ないではないか。彼等が斯く努力の結果として得たるものを、夫の土地法の結果として更らに再び失ふこととなるが如きに至ては實以て不公平不穩當の事ではないか。又他面よりいへば日本人の従來の此農業上の貢獻より推して、將來とも益々之に貢獻すべきのに、之を排斥し抑壓するに至つては、加州としても經濟上不利なことではなからうか。或はいふ、日本人より土地所有權借地權を奪へば、彼等は労働者となりて白人の農業經營者を利することとなるであらう。米人よりいへば其れで以て經濟上日本人を十分に利用することが出来る。併し日本人が農業労働者として特別に勤勉なるは、彼等が他日、借地を爲し又地主ともなり得る希望あればこそであつて、既に土地法の改正によりて此方が塞がることともならば、彼等は必ずしも農業労働者にのみはならない。又農業労働者となりても従來ほどに勤勉努力はしないこ

とよなるであらう。或は更らに又日本人が斯く墮落するのが恰かも排斥の目的也といはゞ又何を
かいはん。

(七)

第五に或は日本人は經濟上、米國人に取りて不利なるの故に排斥するものであるといふかも知れない。特に(一)日本人は生活低く隨ふて賃金も安き故、米國人の労働者に對し迷惑なる競争を齎らす、其故に夫の土地法の改正をも行はうといふの論を聞くが、併し日本人は果してそんなに米國労働者の爲めに有害なる競争者であるか何うか。第一日本人には米人の出來ざる特殊の労働に従事して彼等の競争とならざる方面があり(腰を屈する仕事の如き特に然り)第二に同種事業に當りても今日では日本人の賃金も以前とは異り頗る上つて居り、白人の労働者よりも高いことさへ少くなくなつて居る。(日本人の農業労働者の日給四弗半乃至五弗に對し白人のは三弗半乃至四弗)又第三に日本人が或度まで米國労働者の競争となつても此點に於ては其反面に其れだけ米國の開發に貢獻することを考慮しなければならぬ。又第四に假りに此點に於て日本人が米人の爲めに競争者であつたにしても、其故を以て土地の所有及借地につき日本人を排斥するのは當らない。若も日本の労働者が米人の爲めに競争者であつて恐るべきものならば、むしろ日本人に對し土地所有及借地権につき一層寛大にして置いて其處へ日本人を向けた方が安全である。然るに之を爲

さすして土地の方で日本人を塞ぐことになれば、彼等は勢ひ米國の労働市場へ溢れ出るこゝなり、爲めに其實金率も大に低下して米國労働者を苦しむるであらう。特に米國では今後不景氣の襲來して労働市場にて大困難の生ずることを恐るゝといふが、然らばむしろ日本人に向て土地につき解放した方が萬全ではないか。此から日本人が米國に行くのでなく、既に米國に居る日本人それも日本に歸ることの難き日本人を遇するの途としては土地の上の壓迫は米國として甚だ不得策である。(二)或は日本人は短期間ウインド働いて而かも其利得を本國に持去つて米國に放下せず故に不都合といふがある。併し其點は伊太利移民などにも當ることで日本人だけの缺點ではない。又實際段々日本人も米國の銀行に放置することも多くなつて來て居る。又多少本國に持歸ることが多くても、其點は日本人が從來の如く迫害を受けて居つた場合に於ては餘程宥恕を乞はなければならぬ。將來日本人の待遇さへ改善さるゝならば夫の儲を一層多く米國に放下せしむることは譯はないことである。(三)それから日本人が日本の本國品を需要することの多くして其れだけ他の移民よりも米國を潤はすことが少いともいはるゝが、此嫌は確かにある。併し此も次第に少くなりつゝある。日本人の生活方法の次第に米國化することによりて、少くなりつゝある。又此點は或度までは慣習に屬するものとして多少は宥恕せられなければならぬ。何れにしても其は時の問題で次第に少くなるべきものなるのみならず、假令尙多少此嫌が残つても日本人の米國の開發の

貢献によりて償ふこともが出来やう。

(八)

第六に日本人は同化せざるの故に排斥すべきものであるといふのである。併し此も新に入國する日本人に對してならばであるが、既に向ふに居る日本人に對しては、其が假令同化せずとして、實は之を排斥して行く、益々墮落者を彼國內に作るに終るのであつて、其が爲めに土地法改正を行ふことは益々以て彼自らの社會を惡化するのみである。其は兎に角日本人も近年大に同化に努めて居ることは米國人も認めなければならぬ。勿論黃い皮膚の色だけは何うしても改められなからうが、併し米國に在る日本人は次第に精神的にも有形的にも米國化して居る。着物も住居の模様も十數年前とは異りて今日では大に米化して來て居る。考に於ても純日本人とは異つて居る。又實際在米日本人に米國化するやうにキギンペンエヂュケーションもが行はれて居り、横濱には渡米日本人を教育する設備もある。加之此同化は元來初代の移民では良くは行はれぬものである。二代目になりて初めて確實になるのであるが、此二代目の日本種の者に至ては最早思想感情に於て南東歐の移民の同種のものに比して少しも劣らざる米國化を遂げて居る。而かも其が迫害されたる事情の下に於て然りである。之を以て見れば日本人の方が歐洲人よりも同化力が一層強い位である。之を本國に居る日本人に見、日本人の古來外來の文物を收容同化したること

や、今日の日本の青年の外來思想に深く感染せることやを見ても、日本人なるものがそんなに同化力の乏しきものならざることを認めなければならない。日本人を以て同化力乏しとして排斥するよりは、之を寛大にして益々彼の社會に同化せしめ、健全なる米國の一分子とする方が米國の爲めには餘程得策ではなからうか。

(九)

第七に右と關聯して日本人の生活方法につき、特に彼等が或處に密集し一團となつて住居する。其の爲め其處の附近の白人は之を不快として其處を退居し、其の爲めには又其邊の地價が下落して困る。此れも土地の所有又は借地權を日本人に制限する一の根據だとの事である。成程日本人が或處に密集する傾あることは事實なれども、此は日本人のみの事ではなく、東南歐人にしても均しく異域に來れば先づ同國人を頼つて來たり、其と一緒に生活しやうとすることに於ける。此は人情の自然であり又、一朝事ある場合に互に助け合ふのにも便である。特に日本人の如く迫害されて居れば一層此必要を感ずるのである。其を批評するについては初めに日本人を迫害すること自らを反省してかゝらなければならぬ。日本人が多く來た爲めに白人が退居するといふが其は退居するものゝ勝手であるが、白人がそんなに日本人を毛嫌するのが抑々度量の狭いことではないか。それを日本人の罪に歸するのは、歸するものゝ誤りである。斯くて日本人が密集生活するこ

と、なれば其邊の地價が下落して困るといふけれども、在米の日本人を國外に放逐せざる限りは彼等に何處かに住居の場處を與えなければならぬ。して見れば假令日本人が住つた爲めに地價が下落したにしても、其は米國內の何處かに斯かる處を生じなければならぬことで已むを得ないではないか。又此の如く日本人の存在の爲めに米國の何處かに地價の下落を生じて、他の何處かに特に田舎に於て農業上の貢獻によりて地價を上騰せしめて居ることもあるから、差引して其を大目に見ても良いことではないか。

(一〇)

要之、今度の加州土地法の改正について我々日本人としては之が提出を止めさせられんことを希望しなければならぬ。其を物にする結果は、米國自らの社會的弊害を益々深刻ならしむるのみならず、日本人の米國民に對する印象を益々不良ならしめ、世界人類の不幸をも益々大ならしむることになる。米國民特に加州民の反省を望んで止まない。さるにても此大なる犠牲を拂ひたる大戦争が終つても、尙ほ未だ此世の中に強者の權力を以て弱者をドン底まで陥れて苦しめなければ止まざるの勢が盛んであることを見るときは、我々は現世界に大なる不満を感ぜざるを得ざると同時に、我國民に對しても亦此につき大に心を用ゐて毫も油斷すべからざることを警告して措かざるものである。